

呉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物新築等計画について、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

(2) 低炭素建築物新築等計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

(手数料の免除)

第3条 法第55条第1項の変更の認定の申請がなされた場合であつて、当該変更が建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期に係るもの（当該変更に係る期間が6月を超えるものに限る。）であり、かつ、他に変更がないときは、呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）第6条第1項第6号に該当するときとして同項の規定により、当該申請に係る同条例別表第6の2第2項に規定する事務の手数料を免除するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。